

決算報告

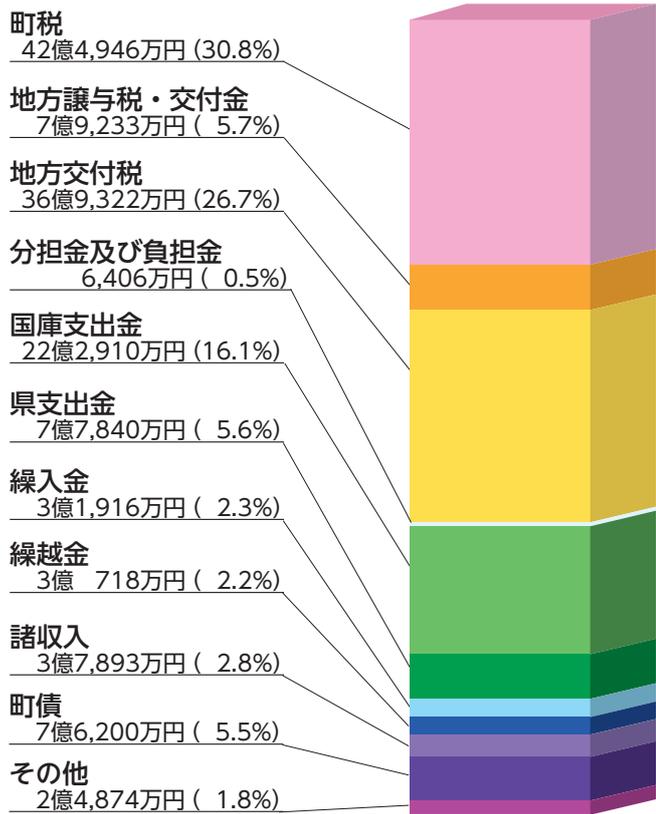
企画財政課 ☎ 32-9331

令和4年度の一般会計と特別会計の決算が、令和5年第3回議会定例会で認定されました。一般会計の決算は、歳入総額138億2,258万円（前年度比7.9%減）、歳出総額136億6,688万円（前年度比7.0%減）となりました。

一般会計の歳入

138億 2,258万円

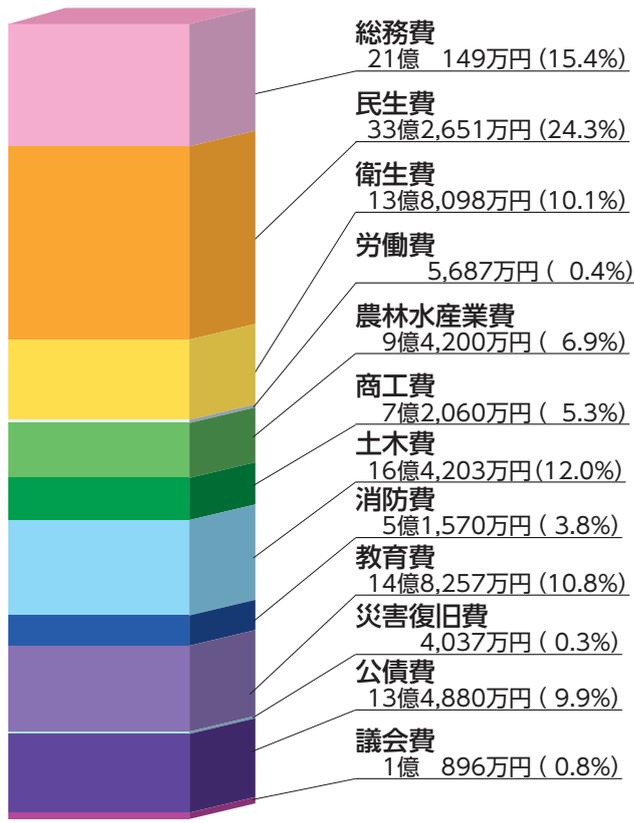
（前年度比 11億 8,039万円の減少）



一般会計の歳出

136億 6,688万円

（前年度比 10億 2,891万円の減少）



用語解説

- 町税…皆さんに納めて頂いた税金。
- 地方譲与税…国が徴収する税金の一部が一定の基準により町に譲与されるお金。
- 地方交付税…国が徴収する税金の中から町の財政需要に応じて交付されるお金。
- 分担金・負担金…町で行う特定の事業により特別の利益を受ける人から、その受益を限度として徴収するもの(例：保育所の保育料など)
- 国庫支出金…町が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業などに対して、国が負担すべきものの総称。(負担金・補助金など)
- 県支出金…特定の行政目的をもって、特定の事務・事業の全部または一部に充てるために県から支出されるお金。
- 繰入金…他の会計や基金から収入として繰り入れる資金のこと。
- 諸収入…特定の歳入のための科目ではなく他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目。
- 町債…大きな事業を行うために国や県、金融機関などから借り入れるお金。

令和4年度 会計別決算状況

区分	歳入額	歳出額	差引額
一般会計	138億2,258万円	136億6,688万円	1億5,570万円
国民健康保険	23億4,191万円	23億3,308万円	883万円
後期高齢者医療	3億8,073万円	3億8,002万円	71万円
介護保険	29億4,019万円	29億3,734万円	285万円
診療所事業	2億2,985万円	2億2,985万円	0円
水道事業会計・収益的	6億2,301万円	5億4,765万円	7,536万円
水道事業会計・資本的	4億4,390万円	6億5,544万円	△2億1,154万円
下水道事業会計・収益的	11億1,399万円	10億5,977万円	5,422万円
下水道事業会計・資本的	5億6,783万円	9億76万円	△3億3,293万円
病院事業会計・収益的	15億5,574万円	13億5,118万円	2億456万円
病院事業会計・資本的	2億1,595万円	3億709万円	△9,114万円

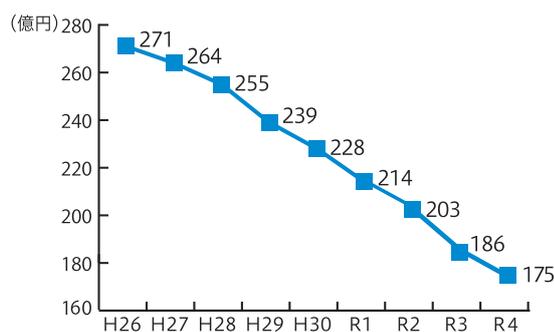
▶町の財産

基金	98億5,920万円 (うち一般会計 86億6,977万円)
有価証券	656万円
出資金	3億8,586万円

▶町が借りているお金(全会計)

区分	現在高
一般会計	64億5,752万円
特別会計等	110億4,694万円
合計	175億446万円

▶町債(借入金残高)の状況(全会計)



令和4年度に実施した主な事業

●道路関連事業(新設、改良工事など)

2億2,030万円



町道福浦坂線

●旧志加浦小学校解体事業

1億5,793万円



跡地に整備した志加浦交流センター

●志賀町野球場改修事業

2億4,969万円



志賀町野球場

●緊急浚渫推進事業

1,398万円



施工前

●新型コロナウイルス感染症対策事業

3億7,114万円

- ・マイナンバーカード普及促進事業
- ・志賀町地域元気券発行事業
- ・富来小学校空調・トイレ改修事業など

●エネルギー・食料品等価格高騰対策事業

1億5,640万円

- ・農業者、畜産農家、林業者、漁業者、運送事業者等に支援金を交付
- ・学校給食食材費高騰分の支援

町民1人当たりの決算額(一般会計)

※令和5年1月1日の人口18,747人で算出
※()は、前年度の数値

町税収入

226,674円
(227,646円)

歳出

729,017円
(766,404円)

基金残高(貯金)

462,462円
(435,779円)

町債残高(借金)

344,456円
(365,869円)

健全化判断比率 および 資金不足比率の公表

自治体の財政が健全かどうか判断するため、健全化判断比率および資金不足比率を公表することが義務付けられています。令和4年度決算に基づいて算定された志賀町の比率は、下表のとおり健全化基準を下回りました。赤字が生じない場合は「-」(該当なし)で表示しています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※1
普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 早期健全化基準：13.67%～ 財政再生基準：20%～	すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 早期健全化基準：18.67%～ 財政再生基準：30%～	借金の返済額などの大きさから資金繰りの危険度をみる比率 早期健全化基準：25%～ 財政再生基準：35%～	町の負債の残高から将来の財政への圧迫度をみる比率 早期健全化基準：350%～	企業会計の資金不足割合から経営状況の深刻度をみる比率 経営健全化基準：20%～
- (-) ※2	- (-)	8.8% (8.6%)	- (-)	- (-)

早期健全化基準：財政運営について、自主的に改善努力をする必要がある基準
財政再生基準：財政運営について、国の関与が必要となってくる基準

※1 水道、下水道、病院の各事業会計が対象
※2 () は、前年度の数値